

05 | 行政指導

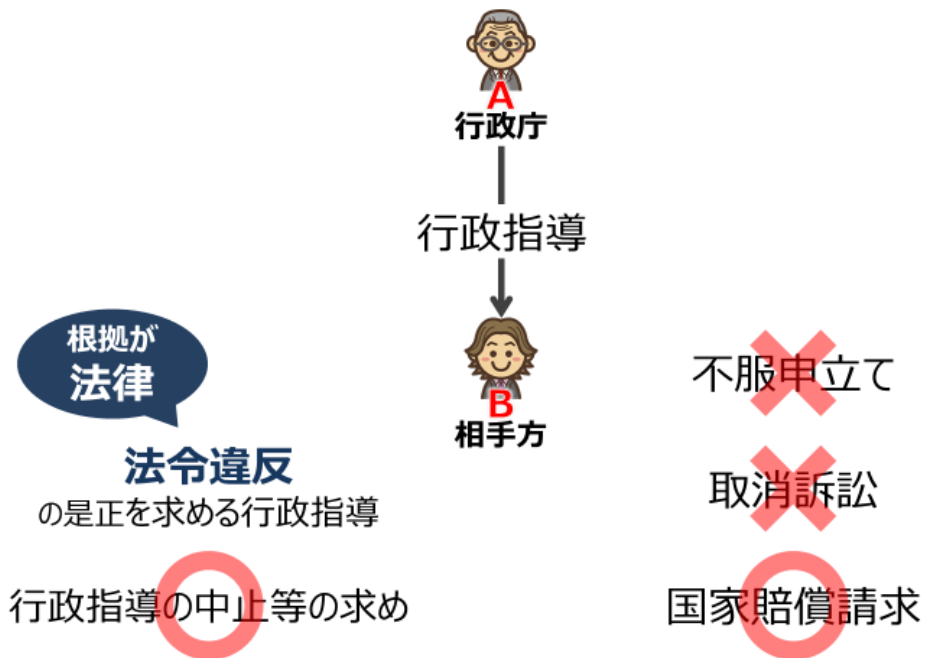
違法な行政指導に対する救済

- ① 行政指導は、義務を課すとか、権利行使を妨げる等の法的効果を生ずるものではないので、原則として**取消訴訟の対象とならない**（対象となることを認めた判例もある）。
- ② 行政指導は、原則として**不服申立ての対象とならない**。
- ③ 違法な行政指導により損害を受けた者は、**国家賠償法 1 条による損害賠償請求を行うことができる**（最判平成5. 2. 18参照）。

行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない（36条の2 第1 項）。

違法な行政指導に対する救済等



ポイント

- 行政指導を受けた者の救済方法は？
- 行政指導の中止等の求めはどのような場合に認められるか？

過去問チェック

2010年 問題14

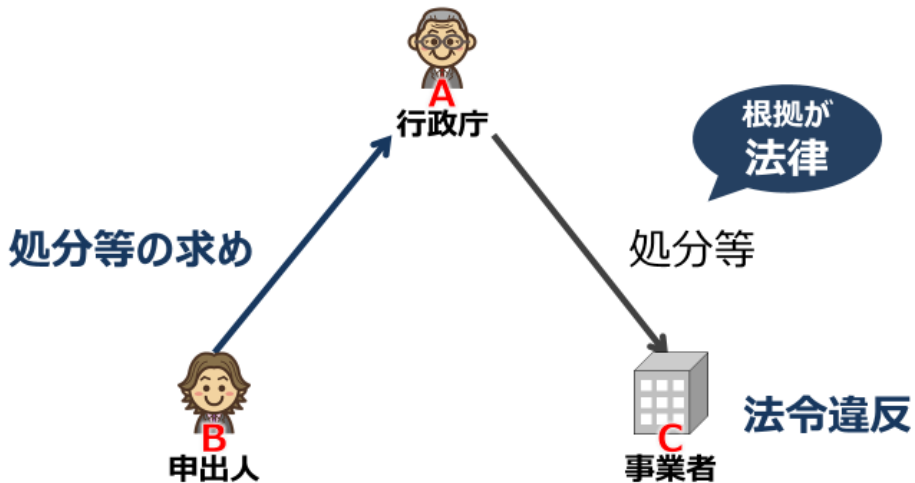
行政不服審査法に基づく不服申立ては、行政庁の処分の他、同法が列挙する一定の行政指導についても行うことができる。

06 | 処分等の求め

処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる（36条の3第1項）。

処分等の求め



ポイント

- 処分等の求めができるのはどのような者か？
- 処分等の求めはどのような場合に認められるか？